

---

議案第73号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正及び工業標準化法の改正に伴い、改正するもの。

(2) 主な改正内容

【別表第14項第3号、第4号】複数建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に新たに追加される建築物が含まれる場合、当該建築物の認定申請手数料は、新規の場合と同額とする旨を規定する。

【別表第15項、第16項】日本工業規格の名称を日本産業規格に改める。

【別表備考第8項、第9項】複数建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料については、当該計画に係る1の建築物ごとに算出した額を合計した額とする旨を規定する。

(3) 施行日／建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日  
別表第15項及び第16項の改正規定は、公布の日

---

○提出議案数／条例1 合計1